

## 室蘭洋上風力関連事業推進協議会 会則

### 第1条（名称）

本会は、室蘭洋上風力関連事業推進協議会（MOPA: Muroran Offshore wind Industry Promotion Association）と称する

### 第2条（目的）

本会は、室蘭に洋上風力関連事業等を誘致し、西胆振の産業活性化を図ることを目的とする

### 第3条（活動）

本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う

- （1）意見交換会の開催 国内外の洋上風力関連事業等に関する意見交換会を定期的に開催すること
- （2）調査・計画・開発  
洋上風力関連事業等を誘致するために、必要な用地・施設・設備等に関する調査・計画を共同して行うこと、また、それに基づく最適な開発計画を行政機関と協働し実現すること
- （3）関係機関との連携  
関係官庁、地方自治体、学術研究機関、地元金融機関及び洋上風力関連事業者と本活動に関する協業を行うこと
- （4）PR活動  
室蘭の持つポテンシャル・優位性について洋上風力関連事業者（発電事業者、発電機器メーカー、基礎構造体メーカー、EPC、海上工事及び輸送会社、メンテナンス事業者、その他関連業者）に向けて幅広く広報活動を行うこと
- （5）地元活動  
関係官庁、地方自治体、住民等の理解を深める活動を行うこと
- （6）その他  
本条第1号乃至第5号に付帯関連して必要と認められる活動・事業

### 第4条（組織）

本会は、第2条の目的に賛同する各種法人、行政機関、団体または個人をもって組織する

2 本会の会員は、正会員と賛助会員の2種類とする

## 第5条（入会）

会員として入会しようとする者は、入会申込書及び秘密保持に関する差入書を会長に提出し理事会の承認を得るものとする  
入会にあたっては次の条件のいずれかを満たす必要がある。

### 1 正会員

- ① 室蘭及び西胆振（室蘭市、伊達市、登別市、洞爺湖町、豊浦町、壮瞥町）に本社がある
- ② 室蘭及び西胆振に製造拠点がある
- ③ 会の運営や発展に資すると理事会が判断した場合

### 2 賛助会員（団体）

- ① 正会員の条件を満たしている
- ② 登記されている事業所が室蘭及び西胆振にある
- ③ 会の運営や発展に資すると理事会が判断した場合

### 3 賛助会員（個人）

- ① 室蘭市内及び西胆振に居住している
- ② 会の運営や発展に資すると理事会が判断した場合

## 第6条（退会）

会員は退会届を会長に提出し任意に退会することができる

### 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす

- (1) 会員が消滅したとき
- (2) 会費を2年以上納入しないとき
- (3) 反社会的勢力との間で、第7条に抵触する関係が認められたとき

## 第7条（反社会的勢力の排除）

会員として入会しようとする者は、本会の入会時及び会員期間中において、自己及びその役員（取締役、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、（以下「役員」という。）その他自己を実質的に支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等、その他これらに準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないこと、また過去においてもそれらに該当しなかったことを表明・保証し、かつ、会員期間中、自己及びその役員その他自己を実質的に支配する者が反社会的勢力に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを守らなければならない。

- 1 反社会的勢力が経営を支配し、又は経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 2 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加

- える目的をもってするなど、不当に反社会勢力を利用していると認められる関係を有すること
- 3 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
  - 4 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

## 第8条（会費）

会員は次に定める会費を納入しなければならない

- (1) 正会員 20,000円/月
- (2) 賛助会員（団体） 10,000円/月  
賛助会員（個人） 3,000円/月

ただし、行政機関・学術機関等は理事会の承認を得て会費を免除する

- 2 初回は入会月から事業年度末までの分を入会月の翌月末までに、2回目以降は事業年度1年分を当該事業年度開始月の月末までに、一括して納入するものとする
- 3 会費は第3条に掲げる活動を実施するために使用するものとする
- 4 会員が退会した場合は、退会日の翌月分から残金を返金する

## 第9条（役員）

本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 3名以内
  - (3) 理事長 1名
  - (4) 理事 7名以内
  - (5) 監事 2名以内
- 2 役員は正会員の中から会員総会において選出する

## 第10条（役員の任期）

役員の任期は選任後2度目の定時会員総会終了までとする

ただし、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする

- 2 役員は再任することができる
- 3 役員に選任された者のうち、その役職をもって選任された者が、当該役職を離れたときは、役員を退任したものとみなし、当該役職の後任者が補欠として役員に選任されたものとみなす。ただし、役員の所属社から本協議会役員にとどまる承諾をとりつけたときは、引き続きその任に当たることができる。

### 第11条（役員の職務）

会長は本会を代表し、その活動を統括する

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する
- 3 理事長は理事会に出席し理事の意見を集約する
- 4 理事は理事会に出席し必要事項を審議する
- 5 監事は本会の会計を監査し、その結果を会員総会に報告する

### 第12条（会員総会）

会員総会は定時会員総会及び臨時会員総会とする

- 2 会員総会は正会員をもって構成し、毎年11月に定時会員総会を開催するものとする  
ただし、必要があるときは理事会の決議により臨時総会を招集できるものとする
- 2 会員総会の議長は会長が務め、会長不在の場合は副会長がその任にあたる
- 3 会員総会の議事は出席会員の過半数をもって決する  
ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる
- 4 会員総会は、次の事項について議決する
  - (1) 会則の変更
  - (2) 役員の選任・解任の承認
  - (3) 解散
  - (4) 活動報告及び収支報告の承認
  - (5) 活動計画及び予算案の承認
  - (6) その他本会の運営に関する重要事項

### 第13条（理事会）

理事会は理事長、理事、監事をもって構成する

- 2 理事会は理事長が招集し、理事長出席の下開催される
- 3 理事会は理事（理事長を含む）の過半数の出席により成立し、議事は出席理事（理事長を含む）の過半数で決する  
ただし、可否同数の場合は理事長の決するところによる
- 4 理事会は、次の事項について決定する
  - (1) 会員総会の開催
  - (2) 会員総会に提出する議案
  - (3) 会員総会で議決された事項の執行
  - (4) 会員総会の議決を要しない本会の運営及び活動の執行に必要な事項

### 第14条（議事録）

会員総会及び理事会の議事については、理事長から指名された者が議事録を作成する

#### 第15条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年11月1日に始まり翌年10月31日に終わるものとする

#### 第16条（事務局）

本会の会務を処理するため、事務局を株式会社電材ホールディングス内に設置する

- 2 事務局の設置・運営に必要な事項は理事会において別に定める
- 3 事務局は役員とは別に事務局長及び幹事で構成する

#### 附 則

- 1 この会則は、令和2年1月21日から施行する
- 2 設立当初の役員の任期は、第9条に関わらず令和2年の定時会員総会終了までとする
- 3 令和3年4月23日 一部改訂
- 4 令和3年11月29日 一部改訂

# 入会申込書

室蘭洋上風力関連事業推進協議会

会長 \_\_\_\_\_ 殿

弊社（私）は、貴会の目的に賛同し、入会を申込致します。入会に当たり会則を遵守することをお約束致します。

会員区分      正会員   /   賛助会員

令和    年    月    日

住      所

名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

①

法人番号（法務局指定番号）  
\_\_\_\_\_

電話・FAX（電話）

（FAX）  
\_\_\_\_\_

担 当 者（役職）

（氏名）

（電話）

（FAX）

（Eメール）  
\_\_\_\_\_

# 秘密保持に関する差入書

令和 年 月 日

室蘭洋上風力関連事業推進協議会  
会長 \_\_\_\_\_ 殿

住所

名称

代表者

④

弊社（私）は、室蘭洋上風力関連事業推進協議会（以下「本会」という。）入会にあたり秘密情報の取扱いについて、以下の通り確認したので本書を差し入れます。

## 第1条（秘密情報）

本書における「秘密情報」とは、本会の目的遂行のため、本会及び他の会員から開示され、かつ開示の際に秘密である旨を明示された技術上または営業上の情報、本書の存在及び内容その他一切の情報とします。ただし、開示を受けた会員が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とします。

- （1）開示を受けたときに既に保有していた情報
- （2）開示を受けた後、守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- （3）開示を受けた後、開示を受けた情報に関係なく独自に取得または創出した情報
- （4）開示を受けたときに既に公知であった情報
- （5）開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

## 第2条（秘密情報等の取扱い）

秘密情報及び秘密情報を含む記録媒体もしくは物件（以下あわせて「秘密情報等」という。）の取扱いについて、会員は次の各号に定める事項を遵守するものとします。

- (1) 開示された秘密情報等を善良なる管理者としての注意義務をもって厳重に保管・管理します。
  - (2) 秘密情報等は、本会の目的以外には使用しないものとします。
  - (3) 秘密情報等を複製する場合には、本会の目的の範囲内に限って行うものとし、その複製物については原本と同等の保管・管理を行うものとします。
  - (4) 秘密情報等の漏洩、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、またはそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を秘密情報等を開示した本会または他の会員に書面をもって通知することとします。
- 2 会員は、次項に定める場合を除き、秘密情報等を第三者に開示する場合には、秘密情報等を開示した本会または他の会員の書面による事前承諾を得なければならないものとします。
- この場合会員は当該第三者に本書に定める秘密保持義務と同等の義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うものとします。
- 3 会員は法令に基づき秘密情報等の開示が義務づけられた場合には、秘密情報等を開示した本会または他の会員に事前に通知し、可能な限りその指示に従って開示するものとします。

### 第3条（返還義務）

会員は、本書に基づき本会または他の会員から開示を受けた秘密情報を含む記録媒体、物件及びその複製物（以下「記録媒体等」という。）が不要となった場合または記録媒体等を提供した本会もしくは他の会員から返還請求があった場合には、直ちに記録媒体等を返還するものとします。

- 2 会員は、前項に定める場合において、秘密情報が自己の記録媒体等に含まれているときは、当該秘密情報を消去するとともに、当該秘密情報を開示した本会または他の会員に対し、消去した旨を書面にて報告するものとします。

### 第4条（損害賠償）

会員は、自らまたはその役職員、元役職員もしくは第2条第2項の第三者が本書の条項に違反した場合には、秘密情報等を開示した本会または他の会員が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、合理的な範囲の損害を賠償しなければならないものとします。

### 第5条（有効期間）

本書の有効期間は、本書差し入れの日から本会の解散後5年経過するまでとします。

### 第6条（協議事項）



本書に定めのない事項または本書の解釈について疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に基づいて協議の上解決するものとします。

#### 第7条（合意管轄）

本書に関する紛争については札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意します。

# 反社会的勢力排除に関する差入書

令和 年 月 日

室蘭洋上風力関連事業推進協議会  
会長 \_\_\_\_\_ 殿

住所

名称

代表者

㊟

弊社（私）は、室蘭洋上風力関連事業推進協議会（以下「本会」という。）入会にあたり反社会的勢力の排除について、以下の通り誓約し本書を差し入れます

## 第1条（反社会的勢力の排除）

1. 弊社（私）は、自己、その役員（取締役、監査役、執行役、執行役員又はこれらに準ずる者をいい、以下同じとする。）、その他自己を実質的に支配するものが、本差入書の差入時点において、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員又は暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明及び保証し、本差入書の有効期間中、自己、その役員、その他自己を実質的に支配する者が反社会的勢力に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配し、又は経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (2) 不当に反社会的勢力を利用してしていると認められる関係を有すること。
  - (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 弊社（私）は、自ら又は第三者を利用して、暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布又は偽計による信用棄損行為、業務妨害行

為、その他これらに準ずる行為を行わないことを誓約する。

3. 前二項の表明、保証又は誓約に違反した場合、本会は、何らの催告を要せず会員資格を取り消すことができるほか、かかる違反に起因又は関連して被った損害の賠償を請求することができる。なお、当該取り消しによって弊社（私）に損害又は負担が生じても、弊社（私）はその賠償を求めないこととする。

以上